

令和8年度 奨励事業の概要について(府中の森芸術劇場)

1 対象団体

芸術文化活動が主な目的・内容で、年間を通じ継続的に活動している団体であること

2 団体構成

10人以上の団体で、その8割が市内在住、市内在勤、市内在学であること

3 対象施設

府中の森芸術劇場(どりーむホール・ウィーンホール・ふるさとホール、平成の間)

※練習室は援助対象になりません。

4 対象期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

5 奨励事業

- (1) 団体の構成員が自ら出演等する事業
- (2) 芸術劇場の後援等事業としての内容を持つ事業
- (3) 広く市民を対象とする事業
- (4) 団体の記念事業または定期事業など

6 奨励事業に該当しない事業等

- (1) 特定の政治目的又は宗教目的で実施される事業
- (2) 目的、意図、活動内容等が明らかでない事業
- (3) 営利を目的とする事業(◎料金表区分Bの事業)
- (4) 市民に迷惑を及ぼし、または風俗を乱すおそれのある事業

※年間を通して複数回援助を受けることはできません。
※他の助成と重複して援助を受けることはできません。

7 主な援助内容

- ① 会場使用料(1日以内、1単位以内、1施設のみ、B料金は対象外)

どりーむホール	127,000円以内
ウィーンホール	29,000円以内
ふるさとホール	38,000円以内
平成の間	25,700円以内

- ② その他 広報ふちゅうへの告知掲載依頼など

8 申込書類等

- ③ 奨励事業援助申込書(様式有)
- ④ 添付資料

(会則又は規則、会員名簿、活動内容書、収支予算書、開催要項等)

9 申込

府中の森芸術劇場 1 階管理事務室へ持参してください。

受付期間

令和 8 年 1 月 15 日(木)から 1 月 31 日(土)まで (※休館日を除く)

受付時間

9:00~18:00

※書類提出時、抽選にて受付の優先順位を決定します。

※審査があります。審査を通った団体に対して、予算額に達するまで優先順に援助を行います。

※郵送の申し込みも受け付けますが、優先順位の抽選は当館で行います。

※1 団体 1 回の申し込みです。

◎料金表区分 B の事業とは

使用者が入場料その他これに料金を徴収して使用する場合及び営業目的で使用する場合の料金です。ただし、社会教育関係団体(社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体で、府中市が登録したものをいいます。)が、その活動の成果を発表する場として使用し、入場料その他これに類する料金が 3,000 円を超えない場合は料金表区分 A とします。